

顧問契約とは・・・

毎月一定の顧問料をお支払い頂くことで、税務もしくは労務に関するご相談や顧問業務内に含まれる書類作成やチェックなどをご利用いただける契約スタイルとなります。  
顧問になることで継続的に御社のご状況を把握できることからスポットでの関与に比べてより長期的目線による適切なアドバイスが可能となるだけでなく、専門知識をもった者による一部法定書類や給与計算のチェック機能も含まれておりますので御社の経営を多方面からサポート致します。



- ・自社の管理体制が法律に反していないか不安
- ・専門家に気軽に相談できる環境がほしい
- ・多角的な視点でのアドバイスを求めている

顧問契約をご成約の方は通常に比べて各種料金(諸届出、申告、申請書類など)がお安くなる顧問割引がございます。



サービスのご紹介

税務顧問プラン業務内容 ～インボイス、低額減税～

- ・会計チェック
- ・会計指導、試算表完成支援
- ・税務相談、節税相談、税法改正相談



会計資料は融資を受ける際や助成金などの制度を利用する際に必要となる書類のため日ごろからの管理が重要です。

労務顧問プラン業務内容 ～60時間超時間外、社保加入拡大～

- ・御社で行った給与計算のチェック
- ・各種社会保険に関するご相談
- ・従業員トラブルなどの労務相談、社労法改正相談



共通業務(税務または労務顧問ご契約の場合にご利用頂けます)

- ・一般的な経営相談、アドバイス
- ・2ヶ月に一度程度当事務所オリジナルの事務所通信のご提供
- ・給与に関する源泉所得税(基本無料)、特別徴収地方税の電子納税支援

弊所のご連絡手段としましてはビジネスチャット形式を中心としておりますため、お時間がなかなか取れない多忙なお客様も、空いている時間を利用してお気軽にご相談いただけます。

士業は経理総務事務代行ではございません。顧問先自身の請求書作成や経費振込手続き代行などは行っておりません。資料の提示や確認なく勝手に判断しての作業も不可能でございます。また、税理士に依頼することで税金が減ったり、社労士に依頼することで社会保険料が減るわけではありません。適法適用の結果それぞれが増加する可能性も高いので、くれぐれもご注意ください。

士業は顧問先様の経営における第一相談相手であり、健全な事業発展をお手伝いする存在です。顧問契約いただいた場合、積極的に、包み隠さず、様々ご相談いただきたく思っております。



フジハラ税理士社労士事務所  
〒270-2253 千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネパレス松戸第22-201  
基本営業時間...月～金 9:00～17:30 休業日...土日祝、12月29日～1月3日他